

女性活躍推進法に基づく

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月

小坂町

※ 特定事業主行動計画を策定するにあたって

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び施行令では、特定事業主（地方公共団体の長及び機関）が、それぞれ特定事業主行動計画を策定することを規定していますが、地方公共団体の実情に応じて、連名で策定すること可能とされています。小坂町では、小坂町長、小坂町議会議長、小坂町選挙管理委員会、小坂町代表監査委員、小坂町農業委員会、小坂町教育委員会の連名で「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定公表するものです。

小坂町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

小坂町長

小坂町議会議長

小坂町選挙管理委員会

小坂町代表監査委員

小坂町農業委員会

小坂町教育委員会

小坂町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、小坂町長、小坂町議会議長、小坂町選挙管理委員会、小坂町代表監査委員、小坂町農業委員会、小坂町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、小坂町特定事業主行動計画策定・推進委員会において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会、町監査委員会事務局、

町農業委員会事務局、町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会、町監査委員会事務局、町農業委員会事務局、町教育委員会事務局の状況を総括し、改善すべき事情について分析を行った結果、共通して対応する課題を掲げている

(1) 共通目標

- ① 平成32年度までに、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会、町監査委員会事務局、町農業委員会事務局、町教育委員会事務局の総括した状況において、主査相当職以上の女性職員の割合を、少なくとも平成26年度の実績（27.3%）より3%引き上げ、30%以上にする。
- ② 平成32年度までに、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会、町監査委員会事務局、町農業委員会事務局、町教育委員会事務局の総括した状況において、年次休暇の取得率を、平成26年度の実績（22.3%）から8%引き上げ、30%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会、町監査委員会事務局、町農業委員会事務局、町教育委員会事務局の状況を総括し、改善すべき事情について分析を行った結果、共通して対応する取組を掲げている

(1) 共通取組

- ① 平成28年度から、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- ② 平成28年度から、主査・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- ③ 平成28年度から、既に実施しているノー残業デー（毎週水曜日）の一層の徹底を図るため、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨するとともに、自らも早期退庁に努める。
- ④ 平成28年度から、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。

◆女性の職業生活における活躍に関する状況【平成26年度】◆

▽採用した職員に占める女性職員の割合

任期の定めのない常勤職員 : 50%

臨時・非常勤職員 : 92%

▽採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

任期の定めのない常勤職員 : 39%

▽職員に占める女性職員の割合

任期の定めのない常勤職員 : 33%

臨時・非常勤職員 : 92%

▽平均した継続勤務年数の男女の差異

任期の定めのない常勤職員 : 「男性」22.9年、「女性」22.3年

▽約10年前に採用した職員の男女別継続任用割合

任期の定めのない常勤職員 : 「男性」100%、「女性」100%

▽職員一人あたりの超過勤務時間

任期の定めのない常勤職員 : 2.7時間（月平均。管理職を除く）

▽年次休暇の取得率 : 22.3%

▽各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

任期の定めのない常勤職員 : 「課長」0%、「課長補佐」36%、「主査」25%